

指定給水装置工事事業者の指定申請手続きについて

亀岡市上下水道部お客様サービス課

1 指 定 要 件

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者がいること。
- (2) 次に定める機械器具を有すること。
 - ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ(0.75MPa の加圧を 15 分以上確認できる記録紙が提出できるもの)
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると管理者が認めた者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるものの

2 申 請 書 類 等

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(水道法施行規則様式第 1)
- (2) 機械器具調書(水道法施行規則様式第 1 別表)
- (3) 誓約書(水道法施行規則様式第 2) ※代表者及び役員の方全員
- (4) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (5) 法人にあつては定款及び登記事項証明書
- (6) 個人にあつてはその住民票の写し

3 手 数 料

指定手数料 10,000 円

4 注 意 事 項

- (1) 指定申請書の「事業の範囲」欄には、必ず「給水装置工事」の記入があること。
- (2) 法人の場合は、定款の事業項目に給水装置工事、管工事、水道施設工事、給排水設備工事等の記載があること。
- (3) 指定申請書の印を届出印とし、今後の各種申請書等はその印を使用すること。
- (4) 後日、指定申請書等に虚偽記載が発見された場合は、指定が取り消され、以後 2 年間は指定されないこととなるので、申請書等の記入に際しては十分注意すること。

5 指定申請の受付

受付

受付窓口：上下水道お客様センター窓口(郵送不可)

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

指定

毎月末までに受付した申請を一括して処理し、翌月末までに指定することを目途とする。

事業者証

指定した事業者に対して、亀岡市指定給水装置工事事業者証を交付する。

有効期間

5 年(更新時期の統一化を図るため 5 年未満の場合あり)

6 指定後の手続き (規定通りの届出がない場合、指定が取り消され、以後 2 年間は指定されない)

- (1) 指定後 14 日以内に給水装置工事主任技術者選任届(水道法施行規則様式第 3)を提出すること。
- (2) 指定後、次の事項に変更があったときは、変更のあった日から 30 日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(水道法施行規則様式第 10)を届け出なければならない。
 - ア 事業所の名称及び所在地
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
(添付資料：法人＝定款及び登記事項証明書、個人＝住民票の写し)
 - ウ 法人の場合は役員の氏名
(添付資料：「誓約書」(水道法施行規則様式第 2)及び登記事項証明書)
 - エ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- (3) 事業を廃止又は休止したときは 30 日以内に、「指定給水装置工事事業者廃止・休止届出書」(水道法施行規則様式第 11)を届け出なければならない。
- (4) 事業を再開したときは 10 日以内に、「指定給水装置工事事業者再開届出書」(水道法施行規則様式第 11)を届け出なければならない。
- (5) 選任した主任技術者が欠けたときは、14 日以内に給水装置工事主任技術者選任届(水道法施行規則様式第 3)を提出すること。
- (6) 主任技術者を選任又は解任したときは、速やかに給水装置工事主任技術者選任届(水道法施行規則様式第 3)を提出すること。

7 指定給水装置工事事業者の義務

- (1) 法、条例、規程等、並びにこれらの規定に基づく市の指示を遵守し、誠実にその業務を行うこと。
- (2) 給水装置工事ごとに、担当する主任技術者を指名すること。
- (3) 公道下給水装置工事を施行する場合において、配水管及び他の埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (4) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (5) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (6) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (7) 施行した給水装置ごとに、担当する主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果
- (8) 設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市に申請すること。
- (9) 給水装置工事検査を受けるため、工事完了後 5 日以内に当該工事検査に係る申請書により市に申請すること。
- (10) 検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。
- (11) 検査に際して、当該工事を担当した主任技術者又は同一事業所の他の主任技術者を立会わせること。
- (12) 市から求めがあったときは、施行した給水装置に関し、必要な報告又は資料の提出をすること。

8 主任技術者の職務

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡